
公安委員会規則

高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

高知県警察署協議会運営規則(平成13年高知県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表高知県中村警察署協議会の項中「7人」を「10人」に改め、同表高知県清水警察署協議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県警察署協議会運営規則別表の高知県清水警察署協議会(以下「総議会」という。)の委員である者は、の規則の施行の日においてこの規則による改正後の高知県管察署協議会運営規則(以下「新規則」という。)第3条の規則により新規則別表の高知県中村警察署協議会の委員としてのよいたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものよりにおける従前の高知県市村警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 新規則別表の規定にかかわらず、前項の規定により従前の高知県清水警察署協議会の委員が同表の高知県中村警察署協議会の委員である間は、同表高知県中村警察署協議会の項中「10人」とあるのは、「12人」とする。

新 旧

照表

高知県警察署協議会運営規則(抜粋)

別表(第2条関係)

警察署協議会の名称	委 員 の 定 数
略	
高知県中村警察署協議会	10人
高知県宿毛警察署協議会	5人

高知県警察署協議会運営規則(抜粋)

別表(第2条関係)

警察署協議会の名称	委 員 の 定 数
略	
高知県中村警察署協議会	7.人
高知県清水警察署協議会	<u>5.人</u>
高知県宿毛警察署協議会	5人